

いじめ早期発見・早期対応の生徒指導と教師の資質

元北海道札幌東高等学校 校長

定非営利活動法人すきっぷ理事長 阿部 皎

1 はじめに

学校はいじめが見つかる、「分からなかった、気づかなかった、知らなかった」を、くり返す、その隠蔽体質が社会的に批判を集めてきた。滋賀県大津市の「いじめ自殺事件」は、メディアの詳細報道があり、生徒や教師のいじめが目撃されていた。事件後、生徒アンケート調査でも、「自殺・葬儀のリハーサル」までさせられ、いじめの目撃場面が報告されていた。しかし、学校、教育委員会は、自殺との因果関係を認めようとしなかった。この不誠実な対応のあり方に社会の批判が集中し、結果として、教育現場に強制捜査というメスが入る異常事態が起きてしまった。

文部科学省もこうした事態に、専門家による組織の設置に着手するなど、全国的規模で大きな波紋が広がりつつある。

2 大人たち(親・教師・教育委員会)は何故気付かないか。

いじめられている子どもにとっては、いじめを認めることはつらいことであり、他の人に相談することは、大変に勇気を必要とする。しかも、教師の側からいじめは、見つけ難いことを理由に挙げる教師は多く、通り相場になっている。

いじめを受けている子どもは、どれだけ悩み、苦しんでいるか。その点、子どもは、親に心配かけまい、教師には弱いみじめな自分を知られたくないと、精一杯耐えようとする実に健気な存在である。しかし、子どもは、いじめに耐えきれぬほど強靱ではない。

問題提起 「いじめ」を教師が気付かない訳がない。

- 1) 子どもは、アンテナを上げ、SOS 発しても、周囲の大人は見過ごしてしまっている。
- 2) それを裏付けるように、親や子どもが担任教師や学校に訴えても、いじめを認めようとしないう隠蔽体質に教育現場への批判が、後を絶たない。

3 いじめ指導の事例から —教師のいじめ認識と意識の実像—

【事例1】昭和45年4月～ —小学校新1年生入学—

北海道の内陸人口17万都市から離島「利尻小学校」へ父親の転勤に伴い、新1年生として入学式当日に転校。そこで身体的ハンデイーを本人の前で言われるなど、言葉の暴力に未だ経験したことのない傷を心に負う。2年生になって担任が替わり、教師の指導で、乱暴な言葉によるいじめがなくなり快活さを取り戻す。教師の指導の態様が問われた事例である。

【事例2】昭和52年4月～ —中学校新2年転入生—

北海道の日本海沿岸人口3万の小都市から太平洋沿岸の20万都市釧路へ父親の転勤に伴い「釧路市立中学校」2年生に転校。間もなく腹痛・頭痛を訴え、不登校になりかけ、病院に連れて行くと、医師は「自家中毒」との診断、医師は「原因があるはず、良く子どもさんから聞き出して下さい」とのこと。非暴力的な面で、いじめに合っていることが判明。担任に相談するも改善の道筋はとんと見えず。保護者は、転校を真剣に考えるも、地域の実情から困難であった。

そこで、学年主任に実情を訴え調べた結果、学級の友人関係等からいじめの原因が明らかになる。「転校生の英語の発音が良いことが発端」であった。学年主任と担任の指導で生徒間の人間関係が好転した。担任の指導だけでは解決を見ない事例であった。

【事例3】昭和54年4月～ —教師集団— 「いじめ認識の実際に触れる」

北海道の〇〇管内「小・中・高等学校」の生徒指導研究会開催

主 催 北海道教育庁 〇〇教育局

目 的 「〇〇管内小・中・高の生徒指導の連携を如何に図るか」

＝非行防止・生徒指導本来のあり方＝

主催者及び推進役の立場から「いじめ問題について」次の提起を行なった。

皆さんの学校に、

「遊び時間に友達から無視されたり、グループからいやがらせや、のけ者扱いを受けたりしている子どもさんはいませんか」と、

参加者は、小、中、高の生徒指導担当の、約30名程の先生方の全ての参加者に報告求めた。すると、小・中学校の先生方から

- ・うちの学校にいますよ。2人。転入生と服装の汚い子。
- ・うちの学校にも、いますよ。発表力が弱い子。学習が遅れている子。
- ・うちの学級にも、いますよ。親に洗濯をしてもらっていない子です。

これら先生方の発表から、いじめられる側の子どもに原因があると言う認識に驚きを覚えたことが、現在でも記憶に鮮明である。

- 1) 疎外や仲間はずれの子どもには、その子どもに原因がある。
- 2) いじめを受ける側に原因がある。

※いじめを受けている子どもに対する教師の見方考え方、つまり

教師の児童・生徒観に驚きと憤りを感じた。

そこで、後日、招集された小・中学校の校長会・教頭会でこ

の事実を報告して指導を期待したが、さして、問題にならなかった。これには、まだ、「いじめ」が社会的に問題化していない背景があった。

【事例 4】平成 4 年 4 月～ 一教師の言動による不登校一

北海道 A 高等学校 3 年生前期で不登校。その原因が、高等学校の教師の言動にあった。担任や担当教師ではらちがあかないので、と両親が校長室に押しかけてきて嚴重抗議、「学校の責任なので何とか通学できるようにして欲しい」と訴え、校長室に押しかけて来た。

その原因は、授業中、英語科教師から『おまえが後期日程で受験するってか』この一言が、……生徒の自尊心を傷つけた。教師の考えは、進学指導上、安全コースを取らせたい意図が生徒に伝わらず裏目に出た事例。

学校として登校を可能にする指導の手だてとして。

- 1) 第一段階 保険室登校 日誌により学習内容の確認
- 2) 第二段階 図書館登校 日誌より学習内容の確認
- 3) 第三段階 期末・学年・試験・卒業試験の実施、学習成績により上記登校日数を出席日数として認定する。無事卒業、第一目標の大学進学は失敗するも、翌年晴れて合格を果たす。この間、校長としてアフターケアを継続実施したことは言うまでもない。

【事例 5】昭和 60 年 9 月（？）北海道教育庁、全道で初めて、十勝教育局に、『いじめ相談室』が開設された。

滋賀県大津市 いじめ自殺事件起きるまで「28 年」が経過。なお、いじめの問題は、未解決の課題として教育現場に突きつけられている。

4 いじめ早期発見のために

- (1) いじめに教師は何故、気付かないか。

「全ての学校にいじめがある」という意味が、教師間に認識されていないことに起因している。教師間で共通理解を図りようがない。したがって、気づきようがない。

- (2) いじめを何故、見逃し易いのか。

いじめのほとんどが、非暴力的であること、「遊びだよ」「ふざけてるんだよ」「冗談だよ」「ちょっといたずらしただけだよ」

これらの行動と「いじめ」との境界が極めてあいまいであるため、危険信号やサインを見逃すか、見つけられない。

- (3) 従って、教師は、ともだちが、「嫌がることは、全ていじめに通じる」という認識を持つ必要がある。このことは、次の調査結果が如実に示している。

- (4) 文部科学省（24 年 11 月 22 日）緊急調査の結果を発表

4月～9月30日まで、144,000件、23年度の2倍を記録した数字には、「遊びだよ」「ふざけてるんだよ」「冗談だよ」「ちょっといたずらしただけだよ」の数字が含まれ、「嫌がることは、全ていじめに通じる」という認識をこども自身が持っていることの証左であろう。

教師がこの点の指導を曖昧にしているか、見過ごすことが、いじめを見つけ難くしており、発見しても指導ができない。

5 いじめ早期対応の生徒指導 — 生徒指導の充実が前提 —

- (1) 学校の生徒指導体制が機能していること。(校長・教頭・主任・部長・担任) 連絡・指示・報告・調整機能が充分活かされていることが大切である。
- (2) 研修機会の定例化が重要である。ア事例研究 イ児童・生徒理解 ウ実態調査等継続調査 エ情報交換等が、適切に実施されることが大切である。
- (3) 学校全体・教師に求められるいじめに対する認識と共通理解が必要である。
ア 「弱い者、弱い立場にある者をいじめることは、人間として絶対に許されない」こと。
イ 「一般の社会で許されない行為は、子供でも許されない」こと。
ウ 「全ての学校にいじめがあること、起こり得る」こと。
エ 「いじめの態様・特質・背景・具体的な指導上の留意事項について」の共通理解を共有すること。

6 いじめが発見された場合・共通理解と役割分担を明確化 (複数で担当)

- (1) いじめられている被害者の子共を絶対に守る共通認識を持ち指導すること。
(担任・副担任・学年主任)
- (2) いじめは絶対に許さない。卑劣な行為であるという共通認識を持ち、いじめている子どもも指導する。(生徒指導部 学年担当 発見教諭等)
- (3) 傍観者・仲裁者・無関心層への指導が極めて重要であること。黙認はいじめの温床であること。(生徒指導部 学年担当)
- (4) いじめられている子ども、いじめている子どもの親への指導。
(校長・教頭・生徒指導部 学年担当 学年主任)
- (5) PTA(学級・学年・学校)への説明と協力依頼。(校長・教頭・学年主任)

7 学校は万能ではない……— 認識と共通理解の必要性 —

- (1) 犯罪は子どもでも絶対に許されることではない。このことを断固とした指導の貫徹を学校内に周知する。いじめは、理由の如何を問わず、加害者が悪く、被害者を絶対守ることを意識統一する必要がある。
- (2) 関係機関との連携 (学校の指導範囲を超える事例には、適正な判断が必要)
ア 警察・児童相談所・他 ・区域外通学

イ 解決しない事例の措置 ー具体的な措置ー・出席停止

(3) いじめと犯罪は紙一重であること・指定の変更

いじめは、人権侵害であること。(生命・自由・平等・自然権・基本的人権)

例えば・ア 閉じこめる(監禁罪)

イ 殴る(暴行)

ウ 負傷させる(傷害)

エ いやなことを無理に強要する

等は犯罪になる。

8 いじめを起こさせない学校体制づくりについて

(1) 学習指導の充実 分かる授業の構築が前提であること。

ア 全教職員一致して授業を大切に作る気運を醸成する。

イ 職員一致して教材研究の推進態勢をつくる。

(2) 全教育活動を通じて生徒指導の機能を活用することの重要性について。

ア 児童・生徒一人ひとりに、自己決定の場を持たせる。

イ 児童・生徒一人ひとりに、自己存在感を持つように指導する。

※ 共感的関係を基盤にした指導を全教職員が推進する。

ウ 生命の大切さ、人権尊重の精神についての指導を図る。

エ 生きる力について、発達段階に応じて適切に指導を図る。

オ いじめの非人間性について指導する。

カ いじめは、他の人の人権を侵す行為であることの指導。

(3) 学級経営の充実が求められていること。

ア 児童・生徒一人ひとりが、学校生活に目標を。進路の目標を持つ。

イ 人間として備えるべき基本的生活習慣・態度の育成を図る。

(4) 道徳・特別活動の充実に努めること。

ア 児童・生徒一人ひとりの可能性を伸長・子どもの長所を伸ばす。

イ 体験的な活動を重視した教育機会を活かす。

ウ 各種教育活動を通じ個性伸張を図ること。

エ 成就感・達成感の体得の機会を意図的に図ること。

オ 表現力の育成を図る。

(5) 教育相談の充実が重要であること。

ア 信頼関係の構築 生徒、教師、父母。

イ いつでも、誰でも相談できる雰囲気醸成すること。

9 教師に求められる資質 —反省を疎かにする教師にいじめは、気づきにくい—

(1) 正義感 (2) 指導力 (3) 公平性 (4) 明朗性 (5) 行動力 (6) 協調性・誠実性

教師は人間として万能ではない。従って、反省を常にしなければならないと考えてきた。学習指導上、生徒指導上日々の事例、個々の生徒の叱り方、褒め方に至るまで、反省を絶えず大切にすることが、求められる教師像により近づく道であると考えている。授業、教材研究、生徒の指導上、反省の指針となる項目、6項目を挙げ示した参考になれば幸いである。

10 おわりに — 反省点 —

会場が満席の参加者を得て、終始熱心に真剣な姿勢でご静聴頂き発表者としてこの上ない喜びでした。参加者から教育現場が多忙を極めている現状について発言があった。これについて、本来の仕事を円滑に推進する職場づくりを通じ、生徒の進路（進学）実現に取り組んだ実践を披瀝したかったが、次回に譲ることにした。

また、報告内容の、6「いじめがあった場合—指導体制」7「学校は万能ではない」8「いじめを起こさせない学校体制づくり」等について、触る程度の説明になったことをお詫びしたい。次回、機会を得て実践を報告したいと考えている。

総体的に時間的制約があり、全体の持ち方に工夫が必要であろう。特に分科会の時間不足は否めず、質疑の時間が取れなかった。

いま、体罰が社会問題化している。何故か、生徒の指導がきわめて楽だからである。これも、指導者の資質と大きく関わっていると考える。